

平成26年
第 4 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成26年 9 月 3 日 開会

平成26年 9 月 3 日 閉会

1 日

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5

○第1号（9月3日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 出席議員	7
1. 欠 員	8
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1. 開 会	8
1. 諸般の報告	8
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
1. 日程第2 会期の決定	8
1. 日程第3 議員提出議案第1号 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設 工事の即時中止を求める意見書	8
1. 新垣 清涼君の提案理由説明	8
1. 質 疑	9
島袋 大君	9
照屋 守之君	13
座喜味一幸君	20
1. 討 論	24
又吉 清義君	24
狩俣 信子さん	24
渡久地 修君	25
山内 末子さん	27
1. 採 決	28
1. 議員派遣	29
1. 閉 会	29

○巻末掲載文書

1. 議員提出議案	31
1. 諸般の報告	33
1. 議案処理一覧表	35

平成26年第 4 回沖縄県議会（臨時会）会期日程				
	月 日	曜日	日	程
1	9 月 3 日	水	本 会 議（会期の決定）	
				（会議録署名議員の指名）
				（知事提出議案の説明、採決）

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君
 翁 長 政 俊 君
 上 原 章 君
 砂 川 利 勝 君
 具志堅 透 君
 又 吉 清 義 君
 儀 間 光 秀 君
 新 田 宜 明 君
 仲 村 未 央 さん
 玉 城 満 君
 西 銘 純 恵 さん
 比 嘉 京 子 さん
 吉 田 勝 廣 君
 島 袋 大 君
 中 川 京 貴 君
 座喜味 一 幸 君
 呉 屋 宏 君
 仲宗根 悟 君
 崎 山 嗣 幸 君
 山 内 末 子 さん
 瑞慶覧 功 君
 渡久地 修 君
 大 城 一 馬 君

嶺 井 光 君
 前 島 明 男 君
 照 屋 守 之 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 新 垣 安 弘 君
 當 間 盛 夫 君
 照 屋 大 河 君
 狩 俣 信 子 さん
 赤 嶺 昇 君
 新 垣 清 涼 君
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 浦 崎 唯 昭 君
 新 垣 哲 司 君
 具 志 孝 助 君
 新 里 米 吉 君
 高 嶺 善 伸 君
 奥 平 一 夫 君
 玉 城 義 和 君
 玉 城 ノブ子 さん
 嘉 陽 宗 儀 君

平成26年 9 月 3 日

平成26年
第 4 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

(第 1 号)

平成26年
第4回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第1号）

平成26年9月3日（水曜日）午前10時3分開会

議 事 日 程 第1号

平成26年9月3日（水曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書

新垣 清涼君	仲宗根 悟君	
新田 宜明君	仲村 未央さん	
崎山 嗣幸君	照屋 大河君	
狩俣 信子さん	新里 米吉君	
高嶺 善伸君	奥平 一夫君	
玉城 満君	山内 末子さん	提出 議員提出議案第1号
瑞慶覧 功君	赤嶺 昇君	
玉城 義和君	渡久地 修君	
西銘 純恵さん	玉城ノブ子さん	
嘉陽 宗儀君	大城 一馬君	
比嘉 京子さん	吉田 勝廣君	

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書

出席議員（45名）

議長 喜納 昌春君	16番 座喜味 一幸君
副議長 翁 長政俊君	17番 呉 屋 宏君
1番 上 原 章君	18番 仲宗根 悟君
2番 砂 川 利勝君	19番 崎 山 嗣幸君
3番 具志堅 透君	20番 山 内 末子さん
4番 又 吉 清義君	21番 瑞慶覧 功君
6番 儀 間 光秀君	22番 渡久地 修君
7番 新 田 宜明君	23番 大 城 一馬君
8番 仲 村 未央さん	24番 嶺 井 光君
9番 玉 城 満君	25番 前 島 明男君
10番 西 銘 純恵さん	26番 照 屋 守之君
11番 比 嘉 京子さん	27番 新 垣 良俊君
12番 吉 田 勝廣君	28番 仲 田 弘毅君
13番 島 袋 大君	29番 新 垣 安弘君
14番 中 川 京貴君	30番 當 間 盛夫君

31 番 照 屋 大 河 君
32 番 狩 俣 信 子 さん
33 番 赤 嶺 昇 君
34 番 新 垣 清 涼 君
37 番 金 城 勉 君
38 番 糸 洲 朝 則 君
40 番 浦 崎 唯 昭 君
41 番 新 垣 哲 司 君

42 番 具 志 孝 助 君
43 番 新 里 米 吉 君
44 番 高 嶺 善 伸 君
45 番 奥 平 一 夫 君
46 番 玉 城 義 和 君
47 番 玉 城 ノブ子 さん
48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 員（３名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	比 嘉 徳 和 君	主 幹	佐久田 隆 君
次 長	知 念 正 治 君	主 査	川 端 七 生 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君		
副 参 事 兼 佐 課 長 補	勝 連 盛 博 君		

○議長（喜納昌春君） ただいまより平成26年第４回
沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きま
す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、新垣清涼君外21人から、議員提出議案第１号
「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基
地建設工事の即時中止を求める意見書」の提出があり
ました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第１ 会議録署名議員の
指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条
の規定により

28番 仲 田 弘 毅 君 及び

44番 高 嶺 善 伸 君

を指名いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第２ 会期の決定を議題
といたします。

お諮りいたします。

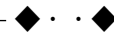
今期臨時会の会期は、本９月３日の１日といたした
と思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本９月３日の１日と決定いたしま
した。



○議長（喜納昌春君） 日程第３ 議員提出議案第１
号 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新
基地建設工事の即時中止を求める意見書を議題といた
します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣清涼君。

〔議員提出議案第１号 巻末に掲載〕

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号につ
きまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上
げます。

提案理由は、辺野古でのボーリング調査の強行に抗
議し、新基地建設工事の即時中止について関係要路に
要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議
し、新基地建設工事の即時中止を求める意見
書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審

議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、その趣旨を要請するため、県内の関係要路に米軍基地関係特別委員会委員を派遣していただきたく、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

ただいま意見書が提出されました。ここ数日間、県内マスコミ、新聞、テレビも含めて、このボーリング調査に対するいろんな面での論説もろもろ含めて書かれているわけでもありますけれども、今回のこの意見書につきまして我々自民党もいろんな形で議論をさせていただきました。その意見書を含めて我々が質疑を行います。各派代表の方々が、各代表者がきょうの提出者になっていると思っております。皆さん各会派の意見があると思っておりますので、私のこの一つ一つの質疑に対して、全員の各派代表がお答えいただければ非常に県民も納得すると思いますし、しっかりとした報道のあり方にもなってくるんじゃないかなというふうに考えております。ぜひとも各派代表者の方々のしっかりとした明確な答弁をお願いしたいと思っております。

それでは「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」について質疑を行います。

まず1番目であります。

「新基地建設工事の即時中止を求める意見書」でありますけれども、極めて趣意が曖昧であります。提案会派の中でも、辺野古移設承認撤回が法律上無理だと理解している会派があると聞きますけれども、中止とはいかなることを意味するのかお伺いしたいと思っております。これは各派代表者全員に伺います。

2番目であります。

革新政党や提案者は、沖縄県知事選挙の辺野古移設の問題で、「新知事は埋め立て承認を撤回」しますから、最近、「埋め立て承認撤回を求める県民の声を尊重し、辺野古新基地は造らせません」に後退をしております。この表現は、知事になったら反対するが建設はやむを得ないに変わる可能性があるわけであります。提案者が出馬要請した翁長那覇市長は、これまで辺野古移設を容認でした。最近では、反対しても国はつくるのだから、少なくとも反対はしないといけないなどの趣旨の発言をしております。まさに消極的な容認派であるというふうに考えております。提案者も、本音は移設工事には反対でもやむを得ない、この立場なのか。これも明確に各派代表の方々がお答えを願いたいと思っております。

3つ目であります。

一日も早く普天間の危険性を除去し、閉鎖・返還することが県民の思いだ。中止を求めることは、普天間の固定化につながる。我々自民党は、県外移設の可能性を全国各地に出向いて調査・調整してきました。普天間を丸ごと引き受けるところを見つけ出すことはできませんでした。しかし、オスプレイの分散配備もあり、そしてK C 130空中給油機も岩国のほうに移駐も行っております。道半ばであります。5年以内の運用停止を含めて普天間の早期返還に向けて、我々自民党は動いて汗をかいているというふうに私どもは認識しております。

提案者は、普天間飛行場の移設先をどのように調査し、どのような成果になったか説明を求めます。これは各派代表者の方々に伺います。これは明確に即時中止を求める意見書を出しているのであれば、中止をするんだったらこの場を普天間をどこに移設をするかという調査をしているはずですから、その辺の答弁もお願いしたいと思っております。反対だけでは政治にかかわる者としては余りにも無責任ではないでしょうか。また、どの法律に基づいて中止ができるか示してほしいわけであります。

4番目、法的に撤回ができるというスタンスでなければ、本意見書は来る知事選挙を意識した反対の活動（運動）にしかならず、私どもは議会で取り扱うべき議題ではないと思いますけれども、いかがでしょうか。明確にお答えください。お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 最初の質問、中止の意味ですよ。中止ということは、まず辺野古の新基地建設をやめるということでもあります。それを求めるということです。

それから2番目の新しい知事の話、何かいろいろ新聞の記事について問われているようですが、それは私たちは特にそういうことについては今回の意見書とは関係ないというふうに見ています。

次はほかの議員に答えてもらいます。(発言する者あり)

○議長(喜納昌春君) 答弁中です。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 この意見書の趣旨ですが、誰に一体やるのかということのようですが、宛先がはっきりしていますので、この宛先に対して私たちは辺野古ボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求めるわけ。明白です。そこに対してやるんです。だからそれは衆議院議長や、それから内閣総理大臣や外務大臣に対して中止を求めるわけだから、これは県民の声ですよ。

それから知事選のことを言っていますが、知事選とこれとは関係ありません。県議会として、私たちは新基地建設工事の中止を求めているんであって、そのことを知事選挙と絡めて質問することのほうが不謹慎だと思います。

それから移設についてですが、移設は県議会の場において県は何と言ったのかです。沖縄県が移設先を探すんじゃないと、知事そのものがおっしゃっているんですよ。なぜあんなに探さないかというのはこれはおかしい話なんです。私たちに何の権限も与えられてないんです。この権限を持っているのは日米両政府なんです。だから我々の頭越しに全部決めてきたじゃないですか。だからそういう状況の中では、私たちに権限を与えてくれるんだったら、僕らも探してここに持っていきなさいと言えるけれども、権限を与えないで探すのは皆さんがやりなさいということのほうが、またそれを言うことのほうが私はいかかかと思っています。

そして非常に大事なことは、復帰のときに日本に施政権が移管されました。そのときの沖縄の米軍専用施設は全国の中で59%だったんです、59%。それが現在74%、ふえているんです。基地がふえたんじゃない。日本政府は、沖縄県外、沖縄以外の地域では米軍基地を減らす努力を一生懸命やったけれども、基地が多い沖縄については非常に冷淡で冷酷であった。そういう

実態があるわけで、日本政府の責任は非常に大きいわけ。今の状況というのは日本政府がつくってきたことであって、沖縄県民の責任ではないということを私たちはしっかりと踏まえる必要があると思います。

○議長(喜納昌春君) 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 島袋議員は全部にという話でしたけれども、任務分担もいろいろありますので、特に2つほど私のほうから答弁します。

まず普天間基地の移設先、どういうぐあいに探したかというのがありましたけれども、これは私ども共産党は、会派は、移設先は探していません。その理由は何かと言いますと、この問題については、前のSACO合意のときから普天間基地を辺野古に移すことについて反対をしました、私自身が。なぜかと、普天間基地は世界一危険な基地だから、これは人間の病気で言えばがんみたいなものだから、がんを移すというのはがんの転移であって、沖縄県民の苦しみへの解決にはならない。だからこういうものは切除して捨てるべき。普天間基地は即時閉鎖・撤去せよ。これが私どもの主張してきた中身です。

なぜかということで、これも議会で私たびたび紹介していますけれども、このSACO合意の訳についても、「SBF海上施設—機能分析と運用構想」というのがありまして、これは日本政府の持っている中身とアメリカのほうを持っている中身が——アメリカの国防総省の中身は違っているんです。それを見ると、百条調査委員会でも私言いましたけれども、1000を超えていますね。移設の問題については「普天間飛行場移設先の施設の条件は、代替施設としての条件ではなく、その運用上の必要条件に基づくものである。(代替する)日本政府の移設基準を、普天間飛行場の移設に適用することはできない。(移設によって)部隊が分散し、これまで共有していた資産も共有できなくなり、また、新しい任務条件(MV-22)の必要性及び海上施設を離れての運用に起因する通常とは異なる条件のために資産の増加が必要となるであろう。」ということになっていて、アメリカも日米両政府も普天間基地をただそっくりヘリコプター部隊として移すのではないですよ。あくまで普天間基地は海兵隊の第3の遠征軍、世界中のアメリカの仕掛けた戦争の主力部隊ですよ。世界中で侵略戦争をやるときの主力部隊がこの海兵隊普天間基地です。向こうはなぜ辺野古かというのは、1966年以後ずっと辺野古のほうに海上を埋め立てて軍事基地をつくれ、普天間基地とは関係なくつくれという要求をずっとやっています。それは何か

という、アメリカが今辺野古のほうで困っているのは、辺野古を中心とした北部訓練場の演習場、それからキャンプ・シュワブの演習場、キャンプ・ハンセン演習場、キャンプ・コートニーの演習場で爆弾を使って演習する場合に、爆弾の運搬が今のままでは不可能だと。アメリカの国内法にも反すると。国道をまたがってヘリコプターで移設するというのは、これは禁じられていると。ところが、今辺野古の実態というのは、向こうの弾薬庫というのは、ホワイト・ビーチと嘉手納弾薬庫から運んでくるんですけれども、公道を使うとアメリカの国内法にひっかかるということで、どうしてもだから演習場、海兵隊の機能を有効にするためには、海上施設も含めた今構想されているような軍艦まで、大きなF35まで離着陸できるようなものを要求してきているわけですね。それで特に弾薬庫については、この前の百条調査委員会で防衛局のお話もしたけれども……

○議長（喜納昌春君） 答弁は簡潔にお願いします。

○嘉陽 宗儀君 これをやれば、あとの答弁は問題ないですよ。ちょっと読み上げて説明します。

「嘉手納基地の軍需施設（弾薬庫、武器組み立て場、戦闘機装弾場等）と海上施設とは距離があるため、新たに軍需施設を海上施設に置く必要がある。重さ1万ポンドの爆発物正味重量までのクラス1/ディヴィジョン1、2、及び3兵器は、武器組み立て場に隣接する高性能爆弾用弾薬庫とMV-22機4機の荷積み、荷揚げ、一貫作業、装弾及び集積を同時に維持できる戦闘機装弾場に保管される。』間違っただけで距離が近ければ、爆発したら全部爆発炎上するから、特にこれは必要だというのがありましたので。（発言する者あり）今答弁ですよ。もう一度聞いてください。答弁ですよ、だから。

○議長（喜納昌春君） 簡潔に答弁してくださいね。

静粛に。

○嘉陽 宗儀君 じゃ、まとめます。

そうすると、こういう機能を持ってないと辺野古は役立たないわけですから、よそに行って飛行場、滑走路だけがあって移設ができるわけじゃない。アメリカの戦闘行為はこういう必要な総合機能を持った基地じゃないと使い物にならない。だから移設を要求したって、これは無意味ですよ。沖縄から米軍基地を根本からなくしていくと、普天間基地を撤去させていくという、これこそが県民の願いに応える道じゃありませんか、皆さん。自民党の皆さんも一緒にやりましょうよ、今度は。（「普天間はそのままでもいいということですか」と呼ぶ者あり） 普天間を即時閉鎖・撤去

してですよ。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 島袋大議員の質問にお答えします。

この辺野古埋立問題は、そもそも知事の公約である県内移設の反対、そして知事はこれまで議会答弁で、地元が反対していることは事実上不可能であると答えてくれました。県民の70%から80%の方々が県内移設はノーだと言っています。それと同時に、県の中においてもこの地域を環境のランクⅠに指定して、環境生活部は知事が承認後も現在まで生活環境と自然環境の懸念を払拭できないと、守れないという意見を出し、そして名護市民もきちんとその結果を出し、そういう中において強行されているということをまず建前に置いてお話しをしたいと思います。

まず、中止ということからつくらせないということは後退ではないかと。

そういうことはありません。これは現在の建設を私たちはやめさせるというのが県民の民意です。

それから知事選に関しての絡みはお答えする必要があると思うので、いたしません。

その次に、じゃ、普天間の固定化は皆さん許すのかと。

皆さんの5年以内の普天間の運用停止は、担保されておりません。それと同時に、国自体が普天間のオスプレイの移設を佐賀空港に提案しているということは、沖縄県内でなくともいいということを国自体が認めています。それを推し進めていこうというところに沖縄県民はきちんと見抜いています。皆さんがそれを皆さん自身国ときちんと話し合うべきことではないでしょうか。場所を探すのは私たちの仕事ではありません。

最後に、こういうことを議会で取り扱う問題であるかとおっしゃいました。

これは実に私は基本的なところで認識の違いのギャップを感じています。議会は何をするところでしょうか。県民の生命、それから人権、名誉、さまざまなことを守る場所です。そういうところで今生命の危機であるとか、危害を加えているとか、言論とか行動とか弾圧を私たちが容認する立場にあるのが県議会でしょうか、皆さん。そういうことで2番目のテーマがあるはずですよ。皆さんは現場に行かれたかどうか私は非常に疑問です。その上に立ってこの問題を議会が取り扱うのかと言うのであれば私はわかりますよ。しかしながら、皆さん自体の現状認識がどこまであるの

か非常に疑わしい中において、こういう問題を議会が取り扱っていいのかというこの質問は、私は甚だ遺憾に思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 各会派の違いを答弁しなさいという話をされていますけれども、私たちは、この意見書はみんなで一致できるものを出しています。ですから、その中で何か法律的にどうのこうのという話はこれに出ていませんので。これには出していないので、ここに書かれていることについて質疑をいただければと思っています。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。（発言する者あり）
休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。（発言する者あり）

静粛に願います。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 今、私のこの意見書に対する質疑をして、答弁を提案者の方々聞いたとっております。明確な答弁がないんですよ。

この辺野古の埋立移設ということは、普天間が原点で普天間を早目に移設、クローズするためにはどうするかということでの苦渋の選択もろもろ含めて辺野古に移設するわけであります。それをもとにこのボーリング調査が始まりましたけれども、「中止を求める」。意見書の中に書かれておりますけれども、中止という法律の根拠も示さない中で、政府に対して中止を要求する。私は明らかになったとっております。この提案者の方々もろもろ含めてみんな考えが違う。その中で沖縄県民を結集させてこの辺野古をどんなことがあってもとめようというお気持ちはわかりますけれども、明確に法律的な根拠もなし、そういったことで県民を愚弄するような形でいいのかというのが我々の意見なんです。ですから、今の私の質疑を聞いて本当にこの中止だけを叫んで辺野古のボーリング調査はとまらと思っているんでしょうか。ですから、私が再質問しますので、改めて明確にお答えを願いたいと思

ております。

1 番目の、要するに辺野古移設承認撤回が法律上無理だと理解している会派があるということでありましたけれども、中止とはいかなることかということを開きました。この意見書の中で、明確にボーリング調査を中止してくれというふうに書かれております。ですから、この中止というものはどんな根拠で、どういった法律の根拠のもとで中止にできるんですかと私は何度も聞いているわけですよ。この答えが出ていない。再度お聞きしますが、それのお答えを願いたいと思っています。わかりやすく言えば、沖縄市の泡瀬埋立事業、それも承認撤回、白紙撤回といって東門さんが市長になりましたけれども、市長になったからにはこれをしっかりとめるかと思ったら、これは国の事業で行政手続上進んでいる事業だからとめるわけにはいかぬということで縮小して埋立工事は進んでいるんですよ。那覇空港の埋立事業もそうであります。行政手続上しっかりとやった上で、法律にのっとって今進んでいるんです。ですから辺野古のボーリング調査を中止ということで意見書を出すのであれば、明確な中止を求める法律の根拠を県民にしっかりと伝えるのが県議会の意見書のあり方だと思っていますから、その辺のお答えも願いたいと思っております。

2 番目は、翁長那覇市長の知事選の件を言いましたけれども、それはそれで置いておいても、皆さん方は当初は辺野古埋立承認を撤回と言ったんですよ、撤回をする。辺野古埋立承認を撤回をする。それがしっかりと言葉が若干変わっているわけでありまして。そういったものを考えて、今この意見書を出すに当たって、皆さん方は当初の辺野古埋立承認の撤回をしっかりと訴えて、この辺野古のボーリング調査の中止を求めるということでの理解でよろしいんですか。その辺のお答えも願いたいと思っております。

3 番目の、提案者は移設調査もろもろ含めてやりましたかと。社民党の答弁でありますと、日米合意のもとでやっていることだから、これは国がやるべきだということをおっしゃってございました。共産党さんはこのS A C Oもろもろ含めて、当初から共産党は即時閉鎖・撤回・撤去ということを訴えているから視察する必要はないと言っております。私はこれが明確な答弁だと思っているんですよ。我々は、しっかりと普天間の危険性を取り除くために全国に応分の負担をお願いし、岩国さんにもお願いし、空中給油機を移駐してもらった。佐賀県さんいろいろな面で議論をしている。そういった我々も独自に動いて汗をかいている中で、日米合意のもとでやっているから、これは国の仕事だ

から我々はする必要はない、そういう調べることもしないで中止だけ求めたら、これが本当に辺野古が中止できるようなことになるのか。しかし、しっかりと調べないままずっと中止だけ訴えて、じゃ、普天間は固定化でずっといいんですかというのが我々の本音であるわけであります。ですから明確に、要するに分散配置もろもろ含めて全国に応分の負担をするために皆さん方も視察をしたか、してないのか、それだけ明確に答弁をお願いします。

答弁しなかった理由で、これは意見書の中に反映されている質問じゃないからと言いましたけれども、皆さん方はボーリング調査を中止、辺野古をストップさせるということの答えをしておりました。だったら全国に応分の負担をする地域の皆さんもろもろ含めて視察に行ったんですか、議論をしたんですか。そういったことを私は聞きたいわけでありますから、視察をして議論をしたのか、沖縄県の普天間基地を引き受けてくれないかということまでの議論を皆さん方はしたのか、明確に答弁をお願いしたいと思っております。

ですから、最後に私が聞いているのは、こういった形で明確に県民が理解し納得できるような意見書なのか、じゃなければこれは議会として取り扱うべきじゃないんじゃないかと私は聞いておりますので、取り扱うべきなのか、いやそうじゃないんだというのを明確に答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 中止についての法律云々というのがありました。

これはそういう次元の問題じゃありませんよ。私たちは、沖縄県議会の意思として日本政府に求めているわけです。これまでも同じような意見書などは何回も行ってきました。そして、振り返ってみれば今から4年半前、2010年の2月には全会一致で1人の退場者も出さずに、1人の退場者も出ずに私たちが求めたのは何だったのか。「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める」、この意見書決議を行ったということは非常に重いと思うんです。それをそのとき皆さんも賛成したんです、賛成した。そういうことからしても今、県民の圧倒的多数が世論調査においても中止を求めている。県議会は、こういう県民の意思を大事にして議会として対応し、政府に求めていくのは至極当然だと思っております。

それから、先ほども撤回云々がありました、私たちはここに出してある意見書を提案し審議しているんです。意見書にないことについて質問をするというの

はいかがかと思っているわけです。先ほどから言っているとおりです。意見書について質問をしていただきたい。意見書以外のことについて質問するのが本来はおかしいわけです。

それから、移設について固定化になるのではないかと言っていますが、こういうことが私はいかななものかと思っているんです。さっき言ったように、私たちが求めてきたのは普天間返せ、県内移設するな、ここで一致してきたんですよ。一致してきたんです、前。2010年、県内移設反対、国外・県外で一致してきた。だから、そこの中で二者択一の議論をしてきてないんです。今の質問は、普天間移設をとるか辺野古をとるかどっちですかみたいになっている。県民はそれは求めています。普天間も返せ、県内移設はするな、辺野古に新基地つくるな、これが県民の圧倒的意思であるし、私たちもこれまで再三にわたってそういう意見書決議をしてきたし、そのことを求めていくのは至極当然であります。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

意見書に対する質疑をさせていただきます。

まず1つは、国は平成8年の3月に大田昌秀知事から橋本総理に普天間飛行場の返還要求によって日米合意がなされて、今は反対ですけれども以前は名護市も認めて、地元辺野古、豊原、久志さらには漁業組合との理解を得て県知事の承認があり、作業が進められております。国の手続は、議会制民主主義法治国家として法律にのっとり進められているのではないのでしょうか、見解を伺います。

2つ目、国は所定の手続のもとで調査を進めております。それを沖縄県議会で強行だと決めつけることは、沖縄県議会の見識が疑われないか心配です。沖縄県議会の立場は、法律にのっとりさまざまな観点を考慮し、進め方等具体的に疑義を唱えるべきであり、国に対しても理論武装して対峙するのが役割であります。それをやらずに、感情的に強行だと決めつけるやり方は極めて不見識だと思います。一般県民と県議会の対応は、異なるのは当然のことです。国は所定の手続で行っているにもかかわらず、強行とはどういうことか説明を願います。

3つ目、提案者は、名護市長が反対しているにもか

かわらずボーリング調査を強行したと言っておりますけれども、地元辺野古、豊原、久志区民の理解をいただいて進められております。当事者である辺野古、豊原、久志区民の意思を無視するのでしょうか。

4、建白書やオール沖縄については、オスプレイ配備反対のためのものでありました。今、知事選を意識して普天間飛行場の問題でこれを利用することは目的外使用であることは明かであります。

私は、オスプレイ配備反対の実行委員会の事務局次長をしておりました。それは文字どおり自民党から共産党まで超党派で、オスプレイ配備反対、この一点で取りまとめてきております。（「違うだろう」と呼ぶ者あり）非常に厳しい中、考え方の違う中でオスプレイ配備反対、この一点で（「違うよ」と呼ぶ者あり）

結集をしてきたわけであります。今がちゃがちゃ言っている人は、その中身はわかっておりません。私は、玉城事務局長と一緒に経済界も含めて、オスプレイ配備反対この一点のみでこの取り組みをしてきたわけであります。ですから、以前も指摘しましたが、この県知事選挙や島ぐるみ会議等々も含めての動き、この建白書やオール沖縄、これが目的外に使われている、このことを非常に残念に思うわけあります。このことは41市町村長もかなり疑問を持っております。当初はオスプレイ配備反対のための結集ですから、市町村長やあるいは市町村議会も理解をいただいて実行委員会に結集をし、そして建白書に署名をして総理に届けたわけでありすけれども、現在に至ってはほぼ多くの市町村長もこのような動きには賛同をしてないのが実態でございます。ですから、市町村長もオスプレイ配備反対の実行委員会、あるいはあの取り組みと現在の状況は、全く別物だというそういう認識であります。（「だまされたんだよ」と呼ぶ者あり）だまされております。建白書やオール沖縄のオスプレイ配備反対の実行委員会や多くの県民の意向を無視して悪用すべきではありません。なぜ、悪用して意見書を出すのかお答えをお願いをいたします。

5点目、「安倍内閣の新基地建設のための工事強行」との位置づけでありますけれども、普天間飛行場の返還は、冒頭にも申し上げましたが、沖縄県が日本政府に要求して、日米交渉によって日米両政府が合意したわけであります。18年もたつと、この一番基本的な大事な部分を隠して日本政府が強引にやっていると悪く宣伝をしておりますけれども、一番初めは沖縄県知事が日本政府に要求をして普天間飛行場の返還の動きになっているわけであります。伺いますけれども、沖縄県知事が政府に要求して日米合意がなされたこの

ことが事実だと考えております。この見解を伺います。

6点目、昨年12月27日に知事の埋立承認があり、これとして入って沖縄県議会でも埋立承認について百条委員会を設置して法的な根拠や違法性など証人尋問を通して厳しく追及をしてきたわけであります。しかし残念ながら埋立承認の法的な違法性を見つけ出すことはできずに、刑事告発すらできなかったわけであります。このことは、沖縄県議会においても埋立承認の違法性は確証できず、事務手続に法的問題はなかったということであります。このような中で沖縄県議会がボーリング調査に抗議し、中止を求める意見書を出せるのか疑問であります。百条委員会の審査及び埋立承認問題の沖縄県議会での意思決定をどのように捉えて意見書を提出しているのか、御説明をお願いします。

7点目、この意見書案には、「漁港への作業ヤードの設置工事等の入札を秘密裏に行っていたことも判明」と記されております。事実と異なることを記載して意見書をつくることは、県議会の権威にかかわる問題でございます。「入札を秘密裏に行った」、このことを具体的に証明をしていただきたいと思います。

ちょっと、休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○照屋 守之君 8点目、先ほども建白書の件に触れましたけれども、この意見書の中に、「安倍内閣はこの建白書を受け取りながら、これを全く無視して埋立工事を強行」とありますけれども、このことは、全く異なります。

先ほど申し上げましたように、建白書やオール沖縄は、特に建白書についてはオスプレイ配備反対の東京集会、あるいはまた東京での行動を行いながら最終的に総理大臣やあるいは防衛大臣、各大臣に、オスプレイ配備反対撤回の要請のためでございました。このように事実と相反することをあたかも事実であるかのように意見書に記していくことが、先ほど申し上げましたように、これはやっぱり県議会としての権威にもかかわるものでございます。安倍総理もオスプレイ配備反対、撤回、この点について要請を受けているというその理解だと思います。そのことも含めて、ごっちゃにしてこういうふうなことを混同して政府批判をするという、これもやっぱり事実と異なりますから、この提案者の見解も含めてお伺いをいたします。

9点目、普天間飛行場の返還の行方であります。これは今回の抗議と中止の意見書ということであります

けれども、これのもとになるのはやっぱり何と言って
も普天間飛行場の返還であります。18年がたち、提案
者はこれは議員がやることではなくて政府がやるべき
だ、その一点であります。片や自民党は同じ県議会議
員でありながら、何とかこの普天間飛行場の返還、そ
れを早目に進めていきたい、九州各地あるいはまた本
州、そういうところに移設先を見つけるために行動し
てまいりました。やっぱり政治家は保革問わず、国会
議員もまさにそうですけども、沖縄県が抱えている
問題をただ賛成・反対、それだけであれば一般県民と
全く一緒じゃないですか。そういう県民の代表として
長年にわたるこの普天間飛行場の移設問題、これが大
きな課題としてかかわっている中で、反対をせよ、中
止をせよ、対案はわかりません、政府が考えること。
そういうふうな議論になると100年たっても200年たっ
ても現状維持というそういう話じゃありませんか。そ
れを総理大臣に直接訴えるのでもなく、アメリカのオ
バマ大統領に訴えるのでもなく、日米合意を破棄させ
るのでもなく、ただ反対、反対、そういうふうなこと
だけ唱えて問題を解決する。本当に県民が私どもにそ
れを期待しているのでしょうか。改めてこの18年もた
つ、辺野古がだめだと言うんだったら、具体的な対案
としてこれをいつまでに我々は問題解決をする、それ
が県議会議員としての真っ当な責任じゃないですか。
そのことについて改めて御説明をお願いをいたしま
す。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 非常に多岐にわたりますので、十分
にいけるかどうかわかりませんが、なるべく誠実にお
答えしたいと思っています。

まず最初の、島袋大議員の質問等々も聞きながら、
1つだけ前提条件が今の自民党で、辺野古は一本で推
進をするという立場に立っておられるのか、それとも
5年以内の閉鎖で、見つければ辺野古は要らないとい
うお考えなのか、その辺のところはひとつ前提が少し
はっきりしないところがありまして、自民党のほうは
県外移設ということも選択肢の中の一つだと。こうい
うことで移設転換をされたというふうに認識をしてお
りますが、そここのところの前提がひとつはっきりしな
いところがあって、質問とのかみ合わせが少し気にな
るところであります、それを申し上げて答弁をしま
す。

まずその中止をするということについてであります
が、御承知のように米軍基地は、在日米軍基地とい

うのは、安保条約によって提供義務があるわけでは
ない。その下に地位協定がありまして、数々の米軍の駐
留について日米両政府で規定をされているということ
であります。これは53年の行政協定から60年に今の改
定になっていますが、一行の改定ありません。注意
すべきは沖縄県も、当時は沖縄は日本の施政権下にな
くて安保条約の締結も地位協定もいわゆる沖縄はらち
外にあったということが一つあると思います。そうい
う意味でこの米軍基地が中止できるかどうかというの
は、まさにこれは日米の安保条約上の政治課題であり
ます。したがって、これが何法に基づいてということ
よりも政治決定として日本は安保条約に基づいて米軍
基地の提供はされているというふうに理解しておりま
す。

ちなみに、かつてやぐらを組んでボーリング調査を
始めたわけですが、激しい反対派の抵抗に遭ってボー
リング調査が中止をいたしました。それと私は、ここ
はまさに県民の8割がこの基地、辺野古にはつくる
べきではないとこういう状況にあって、名護市長もそ
ういうことを受けて、4000票以上の大差で民意の
代表者として存在しているわけでありまして、今度
の知事選挙どうなるかわかりませんが、仮に知事選
挙で基地移設すべきでないという方が当選をされた場
合には、地元名護市も含めて沖縄県知事も反対であ
ると、こういう政治状況の中で日本政府はどういう判
断をするかという、私どもは県民世論を一つの背景に
しながらそういう政治的な状況で中止ができるという
ふうに考えております。そういう意味でむしろ私はこ
ういふ議論は全会一致でこういうのが決まれば非常
に強い政治的なインパクトを持つのではないかとこう
思っておりますし、むしろ自民党の方々にも大所高
所からこの案に賛成をしていただきたいというふう
に思っているところでございます。

それから、沖縄県議会が強行だと決めつけることは
どうかとこういうことでありますが、安倍総理は口を
開けば沖縄県民に丁寧な説明をして納得を得るとこ
ういふに言っているわけでありまして。私も地元と
して船に乗って現地の調査をしたりしていますが、こ
れはもうこの海上保安庁の行動が極めて横暴で、この
小さなカヌーに乗っている住民に対して強権的に襲
いかかってくるようなそういうシーンがよく見られま
す。私ども県議団も船に乗ったんですが、この海上保
安庁の職員の我々に対する言動は、まさに脅迫じみて
前をよけるなど、どけど、こういふことで私どもは
非常にこの態度については強い懸念を持っているところ
でありますし、今の工事の進め方も強行以外の何物でもな

いというふうに思います。自民党の諸君も一度現場を見ていただきたいというふうに思うところでありまして、こういう状況で米軍基地をつくるという、そういう御時世かということでありまして、県民の多くもこれについては本当に2000人の大会を予定すると4000人集まるような、枯れ草に火をつければ燃えるようなそういうような状況にあるということを県民としては理解をすべきであろうというふうに思います。

そういう意味では、ぜひ今の海上保安庁、特に海上保安庁というのはむしろ海の安全を守るのが海上保安庁の役目であります。こういう表現の自由、憲法で保障された表現の自由で抗議している人たちにむしろ防衛省のガードマン的な役割を果たすのは、私はこれは本来の姿ではないだろうというふうに思いますし、むしろ危険をつくっているのは私の見た限りでは、海上保安庁のほうではないかというふうに正直に思っております。

それから3番目の3区の理解を得ているかということですが、この前3区の区長が知事に会ってああいうことを言ったということについてのこともかもしれませんが、例えば久志区などはかなり違った決議などもあって、おっしゃるような3区がそろって賛成をしているという状況には私ははないというふうに理解をしております。

それから、建白書はオスプレイだけでまとめたのではないかと、こういう指摘であります。私はこの9・9県民大会の事務局を見ながら照屋議員と2人で相談をしながらこの大会に当たってきました。この大会における、私は照屋議員の果たした役割というのは非常に大きなものがあるというふうに思っているところであります。自民党の幹事長として沖縄の県民の意思をまとめてくださったという意味では私は非常にこれは大きな役割をお担いになったなというふうに思いますし、特に日比谷公園でのあの司会者としての、私は今でもよく覚えているところでありまして、その中でオスプレイの12機、24機の配備をするなということでありました。そしてその建白書の中には当然御承知だと思いますが、普天間の県外への移設ということも当然書き込まれていたというふうに今思っておりますし、建白書というのは私は当時の政治状況、要するに民主党政権のころに自民党県連がどういうスタンスに立たれたかということとはわかりませんが、一つの歴史的な文書だというふうに考えております。したがって、この歴史的な文書を県民の諸団体が実現をするために新たな島ぐるみ会議などのようなものをつくって運動することはこれは当然のことであろうというふうに思

いますし、そういう意味では8番目と共通しますのでそういうことを申し上げておきたいというふうに思っております。

そしてもう一つ5番目です。日本政府の要求があって実現をしたということだと思います。これは、大田県政のころも含めてずっと普天間の危険性については言われ続けてきたわけであって、モンデール・橋本会談で実現をしたわけです。私どもも非常に喜んだわけですが、いかんせん県内移設ということが条件であったと。この那覇軍港もそうですが、1974年に返還合意がされて今もってこれが動かないと。要するに沖縄でいえば、県内移設が条件になるとこれはなかなか動きがとれないということだと思います。そういう意味ではやはり極めて我々は普天間の危険性を指摘してその撤去を要求したわけですが、これが県内であったということは一つの今日まで問題を引きずっている。したがって沖縄県の要求は、普天間の移設は要求したが、撤回要求したが、それを辺野古に移せということは言っていないわけですね。そこのところは留意すべき点だというふうに思っています。

6番目の百条委員会の問題ですが、これは環境生活部などから、このままではその環境についても懸念が払拭できない、あるいは政治的な判断もある、あるいは全体条件をつけてはならないなどということもたくさんあって、県がその間の事情を説明する会議メモとか、そういうものが全く出てこない中で私どもは問題のそのありよう、問題がどこにあるかということは十分指摘をされたというふうに思っております。したがって、百条委員会と直接は関係ありませんが、その中身も含めて決定に至るまでのプロセスが何ら明らかにされていないということは厳然たる事実として私は残っていると思います。

それから入札についてであります。私はマスコミ報道ぐらいしかわかりませんが、むしろ議員がそうではないということをおっしゃるのであれば、次の再質問でその辺はむしろ明らかにされたほうが県民にとってはいいのではないかとこのように思います。

それから9番目の普天間の行方ということですが、これは私は先ほど答弁もありましたが、沖縄県が外交権を持っていれば、沖縄県がアメリカとの交渉ができる外交権があれば私はこの論議は成り立つと思うんですね。1つは、基本的に私どもは普天間を撤去しなさいということなんですね。沖縄県が言えるのは、普天間を撤去しなさいということなんです。どこかに持っていけという言い方は、これは私は外交権のない沖縄県としてはやっぱり言えないだろうと思うんです

ね。

例えば変な話ですが、Aという地域を私どもが指定してそこに移設しなさいと、こう言って断られたと。ブーメランみたいに返ってくるんですよ、この答えはですね。あるいはBというところに撤去しなさい、行きなさいと、移設しなさいとこう言ってそれが返ってきたときには沖縄県としては打つ手がなくなるわけですね。だから、問題は外交権があってアメリカとの外交ができるのであればこれは私は論理として成り立つと思うんですね。だからお気持ちはわかるんですが、しかしながら我々がグアムに持っていけとか、ハワイに持っていけとか、何々県に持っていけというのは、これ言ったところで向こうから断られた場合には責任はどこに出てくるのかということなんです。だからそれは安保条約で日米の協定として米軍基地はつくるわけであって、私どもとしては、日本政府にその要請をするというのが筋だろうと思うんですね。だからそういう意味では、アメリカに行って要請するのも大変結構なことです。その前にアメリカは日本政府とはちゃんと協議されているのかと、こういう話をするわけで、そういう意味ではあくまでも日米というその外交権を持っているところで移設先は探さなければこれはいけないうちだと思いますし、先ほど申し上げた点でいえば、仮に5年間の閉鎖ができて5年間で例えば佐賀県にこれが行った場合に、5年間で完成をしてそこに普天間が移るということが可能であればむしろ辺野古は必要ないわけであって、その間5年間は普天間がなくて済むわけですね、なくて済むわけです。そうするとこの地上部隊と航空部隊と兵たんが別々になってもいいという前提になるわけですね。そうすると県内移設はこの三位一体というのが大前提ですね、S A C Oから。そういう意味でこの辺野古ということになっているので、今申し上げたように5年間で閉鎖されて10年間で、10年まで5年間なくて済むのであればこの論理は全部崩れてしまうということになりますし、同時にまた5年間移設して済むのであれば辺野古の着工はそれまで待つべきだろうという議論にもなるわけで、その辺の整合性はむしろどういうふうに捉えるのか私のほうがむしろ聞きたいところでございます。

ほぼ漏れてないと思いますが、以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 1点目の、国は法律に基づいて進められているのではないかとことを尋ねましたけれども、これはどう考えても法律に基づいてやっているんですね。先ほどの説明では、埋め立ての申請に瑕疵があると、そういうふうな表現ですけれども、そうであればやっぱりしかるべき措置をとるべきですね。沖縄県議会の百条委員会でもその瑕疵というか、そういうことは認められませんでした。この百条委員会の意思決定というのは、それぞれ議員の考え方、反対・賛成、そういうレベルではないですね。感情的に受け付けするものではありません。しっかり法的にそういうふうなものが手続がなされて、じゃ、その法律のどの部分に欠陥があってというふうな形で県議会でも認めたじゃないですか。だから、そういうふうな形で、自分たちは反対するのはこれはいいですよ、どうでも。反対の立場なんだからね。じゃ、国はその埋立法とかいろんな諸手続をしっかりと踏まえてやっているという、そういう前提じゃないですか。国も自分たちが法律上の手続に瑕疵があれば工事なんかできませんよ。ですからきちっとやっぱりその整理をした上でこういうふうなことを県議会としてやらないと、今の議論は一般県民と全く一緒じゃないですか。責任ある立場がそういう形で百条委員会も開いて、埋立承認についてもしっかり問題提起をして、さほど問題はない、でも納得はしない、疑義がある。じゃ、何なんだ、この疑義はという話ですよ。ただ疑義がある、疑義があるだけで納得できないという形でこういうふうな意見書を出す。改めて国の立場、提案者の立場、そういうことをしっかりと明確に説明してもらえませんか。国が違法行為であれば違法行為、その手続はどうするかというふうなことも含めてですね。国も法律に従ってしっかり認めている。ただ自分たちはそういう形で県民感情も含めて反対せざるを得ないと。そういうふうなけじめ、はっきりとした態度が必要だと思うんですね。その説明をお願いします。そうでなければ裁判を起こしたらいいですよ、県議会が、皆さん方が。そうしなければそういう撤回の中止の理由にはならないんじゃないですか。

2つ目、強行という決めつけですね。ですからこれは先ほども若干言いましたように、国がみずからそういう手続的に不備があって違法性があるというそういうものであれば、具体的に指摘ができれば、工事を進めたら今のような強行という表現ができるかもしれま

せんね。国はしっかり書類を出して整えて仕事を進めています。普通に仕事を進めていて何が強行なんですかという話なんです。これは一般県民が言うならまだしも、幾ら感情的には反対と言っても、こういう表現は県議会としてはこれは不適切ですよ。ですから、お互いがこういう問題を先ほどもありましたように、かといってこれは自分たちがやるべきことではない、これは国がやるべき。全部責任を国に押しつけて、対案も出さないで政治交渉もしないで、そう言いながらこういう形で国が法律に基づいてしっかり仕事をしているものについて強行だというものを、その意見書を持って国に対して行くわけですね、総理に対して。向こうも受け付けますかという話なんです。ですから、やっぱりこういうことはしっかり整理をして、どっちみち相手がやるんですからね、国が。我々は責任ないよ、あなた方やれという意見書を突きつけながらやる相手に、あんた方のやり方は、まともにやってもこれは強行だと言う、そういうことをしたら国も受け付けないんじゃないですか。今からでもいいですから、この強行という文言は削除すべきじゃないですか。御見解を伺います。

3つ目は、先ほども言いましたように、提案者は日ごろから民意が大事だと言いますね。じゃ、辺野古あるいは豊原、久志のその民意はどうするんですかという話ですよ。彼らは世界一危険な普天間飛行場を何とか解決するために我々もお手伝いをしたいということで、18年ぐらい前からずっとそういうふうな思いで来ているわけですね。その当事者の民意は無視して、周りがそうだからといって——市長もそうですけれども——そのことは非常に理不尽じゃないですか。ですから、国もそういう形で以前から認めていただいている、名護市長も以前は認めていたということもあってやっているわけですから、我々は、先ほどから言いますように、対案があればまだしも、こういう非常に厳しい時期に至って、辺野古かあるいは普天間かというそういう時期に、地域の方々が何とか御理解をいただいているそういうところに寄り添ってこの問題を対応すべきではないかなという思いもするわけですが、改めて御見解を伺います。

4点目の、建白書やオール沖縄です。

以前の玉城事務局長からありましたように、全くそのとおりで、ですから、このオスプレイ配備反対の県民大会を開催をしていくそのための実行委員会、積極的に取り組みをしてきました。私どもの認識は、オスプレイ配備反対です。撤回です。これが勝手に、島ぐるみ会議もそうですけれども、何のそういう相談もな

く勝手にそういう形で使われてきた、選挙利用されてきた、こういう形で政治利用されてきたと。こういうふうないら立ちがあるんですよ。当時の事務局次長として責任があるわけです、私は。だから、以前からそういう話はあったけれども、いや、これは県民総ぐるみでやるべきだという自民党もさまざまな声があって、幹事長、少しずつやれよという声を押し切って、今は県民と一緒にオスプレイ配備反対の声を上げようということでやってきたわけですね。それが終わったら終わって、いつの間にかこういう形で選挙利用やあるいはまたこういう利用をされる。何なんですかという話ですよ。冗談でしょうという話なんです。だから、あの当時のこれと今回の状況というのは全く違うわけじゃないですか。だからさっき言ったように、市町村長も多くの方々があれとこれは別物だと言う。そういうことをやっているにもかかわらずそういうことを持ち出してやる。

先ほど言いましたように、これは政府に、総理に宛てて要請するんですよ。安倍総理は、当時はオスプレイ配備反対のことだから受け付けたんですよ。あの日程調整だって我々がやったんですから、前夜非常に厳しい中で。総理も何とかしてほしいということでやったわけですから。だから、我々も総理をだました形になるわけですよ、そういうことをやると。ですから今回こういう形でまた要請を出す。何で、あれはオスプレイだったんじゃないの。辺野古の何なんだという話になるわけですよ。ですから、総理もあのときにオスプレイ配備反対の超党派で来る前日の夜11時までぎりぎり日程も入らない。その中で我々が何とか県民総意だから対応してほしいという形で日程を調整してやった。今回、そういうことを無視をして強行でやっているということを総理に突きつけることができますかという話なんです。あれはあれ、これはこれとしっかり分別をつけないと、結局先ほどから言いますように、我々がやるんじゃないんですよ。皆さん方も認めているわけじゃないですか。国がここの意向を受けてそれを変えるのか続けるのかどうか判断するわけでしょう。だから、国を相手にありもしないことで、あなた方の責任だということを怒りをぶつけてやるのが、これが本当にこの問題解決のためになるのかという話なんです。何でもかんでも言えばいい、やればいいという問題じゃないでしょうという話をしているわけです。だから、ここも削除したほうがいいですよという話です。見解を伺います。（発言する者あり）なりふり構わずやるなという話よ。

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○照屋 守之君 5点目ですね。先ほど言いましたように、これはアメリカ政府が普天間飛行場を返すと言ったわけじゃないんです。我々が返せ返せと要求をして、平成8年3月に大田知事が橋本総理にやる。もちろんその前からいろいろありましたよね。1995年のあの不幸な事件があってそういう流れができるわけですね。沖縄県が要求をした。沖縄県の要求によって日本政府がアメリカ政府と動いて交渉した。その当時から決まっていたじゃないですか。返しますけれども代替基地はそこだと決まっていたじゃないですか。沖縄の要求によって日本政府が動いてアメリカにやった。日米合意は18年たっても変わってないわけですね。今、反対と言われながら、この日米合意すら破棄することができなかったんでしょう、皆さん方は。ただ反対、反対とは言いながら。民主党政権に至っては社民党も連立政権して、そういう問題が起こったら連立から離れて、民主党で当選した人間が無所属になって、こんな世界でしょう、皆さん方は。だから、そういうふうに分断が負うべき責任も負わないでそういうことをやる。ですから改めてこの問題の根本、普天間飛行場をどうするのかということを、やっぱりここまで来ると反対をします、中止をします、私どもはこういう形で普天間飛行場問題を解決をします、それはいつごろまでにできますということを示す責任があると思いますけれども、具体的に改めてお願いできませんか。

ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○照屋 守之君 それと百条委員会の件です。

やっぱり我々こういう形でやっている以上は、先ほど言いましたようにもう中止とか、そういうこそくな手段じゃなくて、撤回でしっかり県議会で裁判を起こすとかという形で、法的な形で対応したらいいんじゃないですか。どうですか。これは中止ではもうなかなかできませんよ。

次ですね。先ほどの「漁港への作業ヤードの設置工事等の入札を秘密裏に行っていたことも判明」という、これは提案者が入れてあるんですよ。照屋守之・私が入れてあるわけじゃないですよ。皆さん方が入れてある。何、マスコミ報道でこれを確認した。冗談でしょう。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○照屋 守之君 幾ら何でもこんな大事なことをマスコミ報道でそういうことを入れる。私は、防衛省に確

認しましたよ。こういう事実はないと言っていましたよ。確認すればすぐわかることじゃないですか。これはないと言っている。だから、こういうありもしないことをいかにもあるような形で、確認をしたらマスコミ、新聞に出ていた。冗談でしょうという話。ですから皆さん方の百条委員会の設置もそうだけれども、全部この程度なんですよ。みずからの調査研究はしないで、確認をしないで、こういう大事なものを、防衛省のこれは権威にもかかりますよ。今まだその下準備、いろんな作業をやっている段階で、こういうことも秘密裏に行っただと。何かもう犯罪者扱いじゃないですか。だからこういうのはしっかり、なければ撤回をしていただかないと、これは大変恐ろしいことです。扱いをしっかりとやっていただかないと、非常に恐ろしいことです。

以上です。お願いします。

○議長（喜納昌春君） 7項目、答弁を求めます。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 照屋議員の質問には全部答えたいんですけれども、任務分担しておりますので、最後の「漁港への作業ヤードの設置工事等の入札を秘密裏に行っていたことも判明するなど……」ということについて、この前、私どもは井上防衛局長にこの件を追及しに行きました。その結果、「井上一徳・沖縄防衛局長は、「法令にのっとって対応するのは当然だが、今回の契約情報について公表した場合、作業が安全に行われない可能性があることから公表を控えさせていただく」などと回答。法に抵触する可能性を否定しないどころか、県民の反対を無視して新基地建設工事を強行するために、非公表を当然視しました。」ということで、あと、謝っていましたよ。秘密にしたことは申しわけありませんと。それ以上言う必要はないでしょう。（発言する者あり） だから、照屋議員もちゃんと事実を調べてからやらんと。（発言する者あり） 防衛局長に聞いた。

○議長（喜納昌春君） 静粛に。答弁いいです。進行します。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 答弁します。

1についてですが、法律に基づいて行っているということでしたが、お互い過去のことも含めて考えていかなければならないと思います。

知事が4年前にどういう公約を掲げて当選したのか。県外と言ったわけ。それだけじゃないんです。

県内はあり得ないということも言ったんですよ、県内はあり得ない。これは候補者の討論の中で、県外というのはどういうことかと突っ込まれたら、県内はあり得ないということまで答えたんです。それだけじゃありません。「知事意見」を出しましたですよ、環境問題で。そのときに埋め立てについて、環境保全上不可能とまで言ったんです。環境保全上不可能がどうして承認になるのか、むしろそのほうが問題です。そこをよくよく考えなければならない。それを可能にする場合には埋め立てすることによって環境保全が不可能になると言っているんです。埋め立てを認めて工事の場合に気をつけますからとか、これで承認ということについては、私たちはこういう形の承認というのはあり得ないと思っているんです。

それから、強行を削除すべきではないかと言っていますが、先ほど申し上げましたことからしても、それを削除する必要もないし、実際に今進めているやり方は強行そのものです。例えば、漁船操業制限法の場合も50メートルを2000メートルまで広げる、5・15メモの水域制限も50メートルを200メートルに広げる。日米地位協定を読んでも、これは米軍が使用する目的のものとして5・15メモのことが書かれているわけです。しかし、これは工事をしているんですよ。そういうことのために50メートルの制限水域を2000メートル広げて、こっちに入ってくると排除するぞと。この排除の仕方も新聞で皆さんもごらんになったと思いますが、首を締めつけて、押さえつけて非常に苦しそうな顔をしている拘束された人がおった。ああいうものが強行でないと言えるのかどうか。私はあれはまさに強行そのものだと思います。

それから、辺野古、豊原の民意はどうかと言っていますが、少なくとも辺野古、豊原の皆さんも含めて名護市長選挙を行って、そしてその名護市長選挙の大きな争点が辺野古移設容認かどうかということでありました。圧倒的多数が辺野古埋立容認を許さない、新基地建設を許さないという現職の市長に多くの人が投票した。このことは、まさに民意は明確であります。

建白書についてですが、オスプレイ撤回だと言っていますが、これは建白書のごく一部であって、これで全部といたら問題なんです。あのときの建白書がそこにもありますし、ここに書いてあるとおりのことが書かれてみんな印鑑が押されている。我が会派にも置かれていて私も読みましたが、明確にオスプレイの撤回のほかに、ここに書いてあるように普天間の閉鎖・返還、県内移設断念を求めるということが明確に書かれているんです。それだけじゃありま

せん。あのときの日比谷公園の写真があるんですよ、一緒に撮った写真。あの横幕にもちゃんとそれが書いてある。ここに書かれている3点がちゃんと書かれている。オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、これが自民党幹事長が全国からすごく拍手を受けたときの横幕にちゃんと出ているんです。あのときの写真ちゃんと見せますよ。だから、それをオスプレイ撤回だけだったというのは、ここに参加した人の言う話ではないと。逆に県民や全国民に誤解を生むような発言・質問ではないかと思います。事実を反するのはあなたであります。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○新里 米吉君 事実を反します。

それから5番目ですが……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○新里 米吉君 私の答弁中ですから静かにしてください。私は事実を言っているんです。

大田知事時代の要求で政府が動いたと。そのとおりですね。そのとおりですよ。大田さんは、非常に危険な普天間を早く閉鎖・返還してくれ、撤去してくれと言った。そして政府は動きました。ところが、県内移設がついてきた。そして辺野古の話になった。大田さんは辺野古を認めなかった。それが次の選挙のときの大きな争点になったじゃないですか。そのことは確かにそれで動いたけれども、じゃ、あのときに大田さんは最終的に判断するときはどうだったかということをしつかり踏まえて質問をしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 質疑をさせていただきたいと思っております。

意見書の中で「沖縄県民の圧倒的多数が反対し、地元の名護市長が反対している名護市辺野古への米軍新基地建設に着手し、海底のボーリング調査を8月18日に強行した。」というような内容、そして中止を求めるといふ意見書、この世論ということ、民意ということに関して極めて私は多くのこれまで誤解、マスコミを含めたある意味での偏向報道があったのではないかとこの部分において根本的な問いかけをしたいと思っております。

まず、県民世論は大方75%、80%が辺野古の撤回だというような報道等もありました。例えば琉球新報の世論調査によりますと、「埋め立て承認判断を取り消し、計画そのものをやめさせるべきだ」、「作業に協力

すべきでなく、少なくとも中断を求めるべきだ」が74%というような報道があります。今回の意見書の先ほどから議論になっておりますこの中止というものが曖昧だということに質疑が集中したわけですが、これは仮に、例えば埋立承認の撤回をすれば、県はこの損害賠償を求められることになって現実的ではないよということをマスコミ報道等でもあるように、野党の皆さんも認知した上で、私はこの意見書の提出に御苦勞を相当されたかというふうに思っているわけですから、もう一度この世論という、中止ということは県民の受けが悪い、そして世論調査の仕方もこういうありもしない現実的じゃないことが問いかけて、それが7割あるというようなことは、この際解決すべきじゃないか。それに対して1点答弁をいただきたいというふうに思います。

次に、言っております「沖縄県民の圧倒的多数」、そして「地元の名護市長が反対している」というこの世論の表現の仕方、これに関して私どもはもう一度考えてみる必要がある。すなわち地元というと、名護市長選挙に勝ったという先ほども答弁がありました、行政単位の最もこの現場側にいる久辺3区、実はそこから普天間飛行場代替施設建設に係る諸要望の実現についてという要請がされております。この皆さんが先ほど、名護市長選挙で勝ったから地元の意向はその辺野古、久辺3区も入っているんだというような答弁があった。これは答弁し直したほうがいい。余りにも強権的で民主主義の根本を覆すような話でありますから、この久辺3区というのは地元の意向の中でどう位置づけているのかというスタンスを明確にしなければ大変これは県議会としての良識も疑われるので、ぜひとも答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、この要請の中で久辺3区区長は、同計画が世界一危険と称される普天間飛行場の閉鎖を促進し、多くの県民を救うという公益性を十分理解しており、住民生活や地域の環境保全に十分な配慮を行い、過重な負担となる住民について最優先に最大限の配慮を求めると、極めて苦悩を超えて苦渋の受け入れを表明しているというふうに私は思います。すなわち、やはりいろんな政治的な中で我々は18年苦勞してきたということ、もうそろそろこの辺で結論を出してくださいということ、そして我々は公益性に立って普天間のこの危険性を受けますという決意を表明したわけですから、私は、この普天間の問題、基地問題、地元がそういうきつい選択をしたわけですから、県外を求め苦勞したいいろんな人たちがいるんでしょうが、私はこの地元の受け入れに対して

思いをいたし、しっかりと対応を我々県議会もとるべきではないか。また、久辺3区が苦渋の選択として受け入れたこの危険性の除去以外に速やかかつ効果的な代案・手法があるのであれば、これを示していただきたいというふうに思います。

3番目に、普天間飛行場の危険性の除去を正面から受けとめ、苦渋の選択として代替施設を受け入れた久辺3区に、我々県民は敬意を表し、県議会としても地域の課題支援それに取り組んでいく、これが我々県議会のあるべき姿ではないか。その辺に対してぜひとも答弁を願いたいと思います。

それから、意見書の2の中で「陸上、海上での県民の正当な抗議行動への弾圧、過剰警備を直ちにやめること。」、これは久辺3区のほうも、もう私たちの生活は大変なんだという内容がつづられております。これは、けんかは両成敗でありますから、もちろんこの事業主体に対して過剰な警備、その肅々とした工事の進め方、環境等に配慮することを求めるのは当然であります、どうぞ野党の皆さん、運動家の皆さん、多分指導されていると思いますから、運動家に対しても自制を求め、この久辺3区地域の人々が安心して暮らせるように取り組むべきだというふうに思いますが、その辺について答弁を願います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 座喜味議員の質問の2と3に答えたいと思います。

基地がつくられる地域がどういうふうに反応するかと——集落単位でですね——ということは、私は非常に重要なことだというふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたが、この3区の中で知事に申し入れがあった以降、私のところにもたくさんの電話がかかってきて、我々はそういうことは全然認めてないと、こういう異論もたくさんありますし、先ほど言ったように、久志区においては区の決意と違うのではないかと、こういう声も出ておりますことをひとつ申し上げておきたいと思います。

それから、同じ久志ですが、この隣の二見という部落がありまして、それ以北は10区あるんですが、そこは総じて反対であります。移設反対の強力な運動があります。したがって、私はこういうふうに米軍基地問題で地域が割れていくということは、これはどうしてもやっぱり避けなければならない話で、原発とか産廃とかありますが、そういう同じようなことになってしまつて、この3区の要請も私まだ詳しく読んでおりま

せんが、先ほど3番目の関連で言う、財政的な支援とかそういうものとの絡まりも十分に感じられますし、そういう意味では非常にこれは私は本来あるべき姿ではないというふうに思っております。地域が割れていて、そういう対策がなければ我々も反対に回りますみたいなニュアンスもあったやに覚えています。が、そういうことはやっぱりこれはどうしても地域としては避けなければならぬことだというふうに思います。

同時に、この問題で、その当該の地域がよければそれでいいということがどうかという基本的な問題ですね。日本政府が沖縄に投げ、沖縄県は名護に投げ、名護は辺野古に投げていくというこれは一種のいじめの構図ですよ。つまり、産廃とか原発と一緒に、今やもう金を出しても取り手がないというところに来ているんじゃないかというふうに思いますね。私は、18年間名護で現地でこの運動を見ていて非常にそういう意味があるし、これは本当にいじめみたいなもので、どんどんどんどん下におろしていったって、責任を一集落に投げるといことは、日米関係にかかわる重要事ですよ、これは、基地の提供というのは。つまり、日米安保条約が本当に成り立つかどうかというそういうのがかかっているんですよ。全国の知事も、鳩山内閣のところに集めて意見を聞いたら、みんな反対ですよ。大阪の知事がちょっとおられましたけど。彼らはしかし安保条約に皆賛成なんですよ。安保条約に賛成しながら基地は要らないと言っているわけ。既に前提が壊れているんですよ、安保条約の。だから、そういう意味では一地域に、わずか1000名ぐらいしかいない地域にこんなものを投げて、それでよしとするからいいんじゃないかというのは、これは座喜味議員にはちょっと似合わない議論ですね。要するに、そうなる国家とかあるいは沖縄県とかという議論が抜けるわけですよ。そうすると県議会が要らないということになっちゃうんですね。地域に任せばいいと、そういう話になってくるでしょう。だから、私はこの問題はまさに沖縄の将来にかかる話であって、日米関係を規定する非常に重要な問題なんです。それを一集落に投げて、それでよければよろしいと、こういう議論には私はならないのではないかと、こういうふうに思っております。まさに沖縄のこれからの50年、100年を左右する重要な問題で知事選の最大のテーマと、こう言われているわけですから、そういう課題を矮小化すべきではないというふうに考えておりますし、二見以北10区という地域も逆に非常に強い反対運動があるということも加えて申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 1と4について答弁をいたします。

1について、非常に質問の趣旨がわかりにくかったんですが、世論のあり方が問題で、そういうあり方は改めるべきだというような感じで話をしておられたような気がします。しかし、私たち、そして県議会のこれまでとってきた対応、さらには知事の発言、昨年の11月25日以降に起きた出来事、これを見れば今起きている県民世論というのは私は至極当然だと思っています。

先ほども話しましたように、知事自身が4年前には県外、県内はあり得ないと言い、私たちも全会一致で同じことを決定し、決議し、そして選挙では自民党の公認の衆議院議員、参議院議員が県民との約束、公約を破っていく姿、それも東京で石破幹事長のそばに座らされて、あの打ちひしがれたような顔、顔を上げられなくてうつむいてばかりいる人、こういう姿をまざまざと県民や日本国民が見せつけられて、こういう状況に憤りを持つ県民がたくさん出てくるのは至極当然の話であって、その県民世論のあり方に、報道の仕方に問題があるかのように捉えるのはいかがかと、私は逆に思っております。とりわけ知事が年末に振興策の3000億が出たということで喜んでいたんでしょうけれども、しかし、それと同時に承認をするということで県民は物すごく憤りを感じているときに、いい正月ができるなどという全く私などには県民の気持ちを逆なでさせるような、沖縄県民の気持ちを無視するような知事発言、これに怒りを持たなければ、そしてそのことをしっかりと報道しなければ、そのことのほうがむしろ問題だろうと思っています。

4番目の、久辺3区の生活の問題がありました。

確かに現地の皆さんの生活も大変だと思います。それを私たち沖縄県民同士の問題、県民同士のあり方にこの問題を振り向けていくようなことではいけないのではないか。なぜこういうことが起きているのか。日本政府が民意を無視して工事を進めているところに原因があるわけです。そのことをそばに置いてこのような話になっていくべきではなからうと思います。

先ほども申し上げましたが、復帰のときの59%がなぜ74%になるのか。11月議会の中で公明党さんが「不作為」という言葉を使いました。私も全く同じで拍手喝采したわけですが、まさに日本政府の不作為の結果、今日のような状況があるわけです。そういうときに政府のこのような不作為の結果起きているのに、私たち

が二者択一して辺野古をとるか普天間をとるか。そうじゃないでしょう。我々はもともと普天間も返せ、県内移設はするな、辺野古に基地をつくるなということで一致していたじゃないですか。自分たちが政府の言いなりになったら突然、普天間のために辺野古はしようがないじゃないかと、こういうことのほうが県民からむしろ皆さんが見放されていく要因だろうと思います。

以上です。

○座喜味 一幸君 議長。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 答弁が非常にわかりにくくてかみ合っていないという実感であります。我々が考えるべき最も今政治的な判断をしなければならない、これは要するに普天間の危険性をいかに除去するか。大きくは、我々県民は基地負担の軽減、全国民で負担を負うべしというスタンス、これは極めて共通認識になりますし、普天間の危険性の除去というのは共通の認識であります。これだけは間違いない。ただ、この危険性の除去において方法論は私は違っていると思っておりまして、即時、速やかに撤回しなさいという手法と、段階的にでもいいからこの普天間の危険性を除去していくべきというのが私はこれまでのスタンスの対立点になっているんじゃないかというふうに思っております。そこで日米同盟、政府の押しつけ、そしてそういう問題を地元に押しつけちゃいけないというような話等々の答弁でよくわからないんですが、誰でも、どここの地域でも迷惑施設を置きたくない、これが大きなこの基地の根本にありますし、エネルギー問題でもそうですが、この危険性を除去する手法ということにおいて、県外を探しても皆さんも探せなかった、なかなか動かなかった。政権がかわっても動かなかった。また舞い戻ってきたというような中において、この危険性を除去するための手法として、久辺3区が苦渋の選択をしたわけでありまして、この苦渋の選択、普天間の固定化をいかに避けるかという大きな命題、これは18年間も進まなかった。そして今、やむを得ずこの辺野古が動き出した。こういう中で私はこの危険性の除去、それこそが速やかにとるべき対応だというふうに思っております。これを中止だとか撤回だとかということで、これを時間を引き延ばしすることは、この普天間

の危険なもとにいる地域住民の財産はどうなるのか、そういう大きな私は政治的な判断を迫られているというふうに思っておりまして、この危険性の除去のために苦渋の選択として進める、それが政治だというふうに思っております。その辺に関して皆さん、中止、反対をしていくと、この普天間の危険性はこれからどうなるのか、どうしたいのか、その点についてだけ私はさらに確認をさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 危険性の除去、中止ではこれはできないのではないかという趣旨かと思えます。

先ほども申し上げましたが、私たちは普天間の閉鎖・返還、そして先ほどのオスプレイの建白書のときは閉鎖・撤去という言葉を使いましたが、ほぼ同義語でしょう。それと、県内移設反対を一緒にして意見書や決議をしてきたわけですが、突然、これを切り離して危険性の除去のためには、辺野古に基地をつくるのも仕方がない、苦渋の選択だと。これは県民は納得していませんよね。世論調査を見ても明らかです。

そのことは先ほど来申し上げましたように、むしろ政府の不作為の結果なんです。政府が真摯に誠実に沖縄の基地問題に取り組んでこなかった結果としてこういう事態が起きている。そのことには触れずに、二者択一を自分たちで選んで、辺野古に基地をつくらないのは危険性の除去に反対なんだと言わんばかりの発言は、私は県民は逆に納得しないと思いますね。政府がもっと真面目にこの間、膨大な米軍基地を押しつけている。先ほど来あるように、恐らくみんな同じ認識だと思いますが、多くの国民は安保必要だと言いながら米軍基地は受け入れたくない、沖縄に押しつけておけと。それに乗っかって、沖縄以外の日本国内の米軍基地はたくさん返還させてきたけれども、閉鎖させてきたけれども、沖縄はほとんど手をつけないままに今日まで来た。このことを私たちがどう捉えるかだと思います。

だから、今の県民世論、そしてマスコミ報道における世論の結果というのは、私は当然のことだと思うんです。むしろ日本政府がもう一度今の状況をしっかりと捉え直して、沖縄の基地問題に真剣に取り組んでもらうことを願っております。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後0時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 皆さん、普天間基地を抱える地元宜野湾の選出議員として、議員提出議案第1号「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」に反対する立場から討論いたします。

初めに、世界一危険と言われる普天間飛行場は、宜野湾市のど真ん中に位置したまま戦後69年間存在し続けており、その間、宜野湾市民はさまざまな基地被害に悩まされ、耐え忍んでまいりました。その現実を認識し、直視していただきたいと思うのであります。

危険きわまりない普天間飛行場を動かすことは、9万5000市民の命と財産を守ると同時に、隣接市町村の県民をも救うことにつながることは明らかであり、県民の強く求める基地の整理縮小につながることは言うまでもありません。沖縄県においても、また県議会においても普天間飛行場の危険性の除去、早期返還を日米両政府に対し求めてきたのであります。このように一日も早い危険性の除去、並びに基地の過重負担の軽減を図ることは、今や沖縄県民の一致した願いであります。

この県民の総意としての要求を受けて、解決策として出てきたのが辺野古移設を条件とした普天間飛行場の全面返還であります。誰しも無条件での返還を望むのは当然であります。しかし、現下の東アジア情勢、我が国の安全保障情勢にあって辺野古移設をかたくなに拒み、米軍が普天間飛行場を無条件で返還するときまでそのまま待つということは、到底宜野湾市民には耐えられないことであります。

今回の建設工事が行われることは、基地を抱える市

町村にとっては嘉手納以南の基地返還を前進させるものであり、解決策の糸口が見えた兆しと言えるものがあります。

また、昨年の12月27日の知事の埋立承認について、県議会では埋立承認についての百条委員会が設置されました。しかし、証人尋問等を通して厳しく追及したにもかかわらず、法的違法性、事務的手続の問題は確認できませんでした。一方、移設場所の辺野古、豊原、久志地区の3地区の区長は、同計画が世界一危険とされる普天間飛行場の閉鎖を促進し、多くの県民を救うという公益性を十分に理解しており、住民生活や地域の環境保全に十分な配慮を行い、過重な負担となる住民について最優先に最大限の配慮を求めるとして断腸の思いで受け入れを容認しております。このような皆様に敬意をあらわし、心から感謝し、地域を支援していくことこそが県議会のあるべき姿ではないでしょうか。

宜野湾市民の生活の安全と基地の整理縮小に向けた将来の平和で豊かな県づくりに向け、一日も早い危険性除去に取り組み、工事が安全に円滑に行われるために国は十二分な安全対策と配慮に万全を期し、これまで以上に責任をとって取り組むよう強く求めていくことが県議会のあるべき姿であると考えます。

今日まで自民党は、一日も早い危険性除去と早期返還に向けた解決のため、絶えず鋭意努力をし、全国各地に出向いて調査をしてきましたが、普天間を丸ごと受けとめるところを見つけ出すことはできませんでした。反対だけでは政治にかかわる者として余りにも無責任との思いからであります。

提案者は、移設先をどのように調査したのか説明をする必要があるのではないのでしょうか。それは政府の責任だと言って反対を唱えればよいということでしょうか。

以上申し述べましたとおり、県及び国は、法律にのっとり所定の手続を行ったのであり、抗議し中止を求める意見書はそぐわないと考えます。

よって、議員提出議案第1号「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」に反対するものであります。

議員諸侯の御賛同をよろしくお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん 皆さん、こんにちは。

ただいま提案されております、「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中

止を求める意見書」案に賛成の立場から討論いたします。

沖縄の米軍基地は、これまで銃剣とブルドーザーで強引に接収されてきました。0.6%しかない国土面積の沖縄に米専用施設の73.8%が集中する異常さです。米軍・米兵絡みの事件・事故は後を絶ちません。

このような中、昨年12月27日、仲井眞知事は公約を破棄し、みずからの意思で辺野古新基地建設を強引に推し進めるため、公有水面埋め立てを承認しました。これに対し、琉球新報、O T Vが行った世論調査では、「移設作業は中止すべきだ」が80.2%もあり、「そのまま進めるべきだ」は19.8%、これを大きく上回っています。普天間で危険なものは当然辺野古でも危険です。しかも、普天間をはるかに上回る大規模な、そして使用年数200年とも言われる強固な基地であり、一旦建設されるとその危険は子や孫の時代にも及びます。軍艦が寄港できる軍港、近くには弾薬庫、大規模な兵舎、辺野古への負担は普天間基地とは比べられないほど増大します。これまでこうむってきた基地からのさまざまな被害を考えると、辺野古新基地の及ぼす影響ははかり知れないものがあり、このような危険な基地は沖縄には要りません。

今、辺野古では自然豊かな海を埋め立て、巨大な海上基地を強引につくるため、スパット台船を配置し海底の採掘が行われています。ブイやフロートが設置され、県民による抗議活動を強制的に排除しています。その中でとうとうけが人が出ました。2014年8月16日の沖縄タイムスによりますと、「海上保安庁の巡視船16隻、ゴムボートや小型船33隻と少なくとも50隻前後が確認された。」とのこと。県民がブイやフロートの外側でカヌーで抗議することは正当なことであり、このような県民の正当な抗議活動が県警や海上保安庁の強権力で封殺される異常さが続いています。羽交い締めにしたり、頸椎に麻痺を起こさせたりするような行き過ぎた異常警備は人権無視であり、生命の危険すら感じるものです。決して許されるものではありません。

直ちに海底ボーリング調査など辺野古新基地建設のための工事を中止するべきです。また、陸上、海上での県民による正当な抗議行動への弾圧、過剰警備を直ちにやめるべきです。海上のブイやフロートなども早急に撤去するべきです。

基地建設によってジュゴンのすむ辺野古の海の環境も破壊されます。

先日、辺野古の海を船から視察してまいりました。海底まで透き通る水の色に私は物すごく感激しまし

た。あの海を埋め立てることは自然に対する暴力です。生物の多様性を保護するためにも環境破壊はやめるべきです。一度壊された自然はもとに戻りません。

今回の安倍内閣の新基地建設工事の強行着手に反対し、工事を直ちにやめるよう要請し、議員提出議案第1号「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」案に賛成する討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 私は、日本共産党を代表して、「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」に賛成討論を行います。

安倍内閣は、埋め立てのための海底ボーリング調査を8月18日から強行し、11月の県知事選挙前に埋め立ての本体工事の着工を狙っています。既成事実を積み重ね、県民に無力感と諦め感を与え、知事選挙の争点から外し、現知事に有利になるようにしていると言われています。

マグルビー在沖米総領事は、「日本という国家が決めたことだから沖縄はその通りに従わなければならない」と述べたと報道されましたが、沖縄県民の圧倒的多数が反対し、県議会も県内移設断念の決議を上げ、地元名護市長も反対しているにもかかわらず、民意を無視して力づくで基地を押しつけることは民主主義国家としては許されない暴挙であります。

今、辺野古の現地、海上では、警察機動隊、防衛局職員、民間警備員も動員され、海上保安庁も全国から巡視船を集めて投入しています。8月18日も巡視船が19隻、警戒船が13隻で海上抗議行動を威圧し、戦争中に海上を埋め尽くした米軍艦船を思い出したという県民もいるほどの異様な光景でした。自衛隊は掃海母艦「ぶんご」までも投入されています。海上ではカヌーに乗って抗議する県民の拘束が相次ぐなど、まさに米軍占領時代の銃剣とブルドーザーでの土地接収と同じことが行われています。

米軍占領時代の銃剣とブルドーザーとはどんなものだったのでしょうか。

沖縄県知事公室基地対策課が出した「沖縄の米軍基地」には次のように書かれています。

「1952年（昭和27年）10月16日、米国民政府は、同年12月10日までに真和志村銘荊、安謝、平野、岡野の4集落を明け渡すよう収用通告を発したが、立法院は、このような収用権原はないと主張した。そこで米国民政府は、1953年（昭和28年）4月3日に公布した布令

第109号「土地収用令」に基づき4月10日に収用を通告し、翌11日の早朝には、米軍武装兵に守られたブルドーザーにより、次々と農地を接収した。」「1954年（昭和29年）7月、米国民政府は宜野湾村伊佐浜集落の水田に対し、蚊が発生し脳炎を媒介するとの理由で農耕の禁止を通告した。地元住民や立法院は、蚊の発生という理由に疑問を抱いていたが、その後米国政府は、米軍の基地建設にとって必要なマスタープラン地域であるとし、立退きを勧告した。1955年（昭和30年）3月11日、一部地域の強制接収が執行され、武装兵が、ブルドーザーの前に座り込む住民を銃床で殴りつけるなど、32名の重軽傷者が出る騒ぎとなった。この日の土地の強制接収は取り止められたが、同年7月、土地収用を巡り各地から駆けつけた住民と米軍が対峙する中、米国は深夜の間に、武装兵を乗せたトラックで付近の交通を遮断し、厳戒態勢のうちに土地を接収した。」「1953年（昭和28年）7月15日、米国民政府は伊江村真謝、西崎の土地に地上標的を作るとの目的で明渡しを通告し、翌年6月には工事に着手、住民の家屋を立ち退かせた。さらに1954年（昭和29年）8月には、射撃場の拡張を通告。1955年（昭和30年）3月10日、米国民政府は最後通告を行い、翌11日に杭を打ち始めた。地元住民は中止を嘆願するが、3月14日には米軍がブルドーザーで家屋や飲料水タンクを次々と破壊し接収した。自分の田畑から閉め出された農民は、乞食姿で沖縄本島を縦断する全島行脚を行い、各地で伊江村の実情を訴えた。』

今読み上げたのは、県発行の本に書かれています。今、辺野古で起こっていることは、まさに日本政府による現代版の銃剣とブルドーザーというべきものです。直ちに、ボーリング調査と工事を中止するよう求めます。

第1ゲート前の「殺人鉄板」と呼ばれている突起のついた山形状の鉄板は、防衛局は、工事車両通過に伴う路面保護と泥引き防止が目的、岩国や厚木基地でも使っていたと説明していましたが、これが真っ赤なうそであることも判明しました。

赤嶺政賢衆議院議員の資料請求に対し、提供された資料では、シュワブ内には既に3カ所の泥落とし洗車場が設置され、また、国道の車道部分と鉄板敷設部分の舗装の厚さが同じであり、泥引きと路面保護の理由も全く成り立たなくなっています。また、鉄板敷きについて、岩国と厚木では事例はあるが、今回のように施設以外に設置した事例はない、公道に設置した事例はないと回答してきました。つまり、防衛局の説明は全て破綻し、抗議する県民を威嚇し排除するためのも

のだったのが明らかになりました。この山形鉄板の形状は、罪人や幕府に刃向かう住民を座らせ石を抱かせる江戸時代の拷問道具「石抱き」と全く同じ形状です。政府に刃向かう者に恐怖心を植えつけようとするものにほかなりません。日本国憲法第36条には、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」と定めていますが、安倍政権と防衛局が沖縄県民を力づくで押さえつけようとする意図をむき出しにしたもので直ちに撤去すべきです。

海上でのブイやフロートの設置も、抗議する県民を締め出そうと、キャンプ・シュワブの沿岸に以前から設けられていた立入制限水域を大幅に拡大したものです。立入制限水域の拡大は、日米地位協定に基づくものとされています。しかし、地位協定に基づく施設・区域の提供やその使用条件の変更は本来、米軍の使用のために行うものであり、今回のような日本政府が行う埋立工事のために地位協定に基づいて立入禁止水域を拡大することは、地位協定の目的からも逸脱しています。直ちに海上のブイとフロートを撤去し、立入制限水域を撤廃すべきであります。

安倍政権が力づくで工事を強行しても沖縄県民を屈服させることは絶対にできません。弾圧すればするほど、県民の怒りの炎に油を注ぎ込むことになることを政府は知ることになるでしょう。先日の8月23日の辺野古ゲート前の抗議集会には、1週間の取り組みでしたが、目標の2000人をはるかに超える3600人余の県民が参加し大きく成功しました。子供連れや初参加者が目立ちました。用意したバスに乗り切れない県民が各地であふれました。

先ほど質疑で、建白書はオスプレイ配備反対だけだったと言っていましたが、ここに建白書のコピーがあります。（資料を掲示）この建白書にはこう書かれています。「安倍晋三内閣総理大臣殿。沖縄の実情を今一度みつめて戴きたい。沖縄県民総意の米軍基地からの「負担軽減」を実行して戴きたい。以下、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、沖縄県市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名において建白書を提出致します。1、オスプレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年7月までに配備されるとしている12機の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機C V22オスプレイの配備計画を直ちに撤回すること。

2、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。」、このことが書かれております。

先日、軍特委員会で、自民党委員は、建白書は事実上崩れていると述べていましたが、そうでしょうか。

8月26日付の琉球新報とO T Vの世論調査が発表されました。その調査では、「移設作業は中止すべきだ」が県民の80.2%に上っています。地元名護市では、86.7%に上っています。自民党支持層でも70.1%、公明党支持層でも91.7%が移設作業の中止を求めています。仲井眞知事に対して「埋め立て承認の判断を取り消し、埋め立て計画そのものをやめさせるべきだ」が53.8%と過半数を超え、「政府の作業に協力すべきではなく、少なくとも作業の中断を求めるべきだ」の20.2%を合わせると、74%が「知事は政府に調査中止を求めるべき」と回答しています。工事強行の安倍政権不支持も81%となっています。また、米軍普天間飛行場は「無条件に閉鎖・撤去すべきだ」が32.8%で、国外・県外を合わせると県内移設断念は79.7%に上っています。

建白書に示された「オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念」のオール沖縄の県民の総意は、自民党の国会議員や自民党県連、仲井眞知事など一部の勢力が抜けても決して崩れてはいないのです。安倍政権の工事の強行によって、県民の怒りは燎原の火のようにこれからも広がっていくでしょう。

安倍政権は辺野古埋め立てのボーリング調査などの強行の唯一の根拠、錦の御旗にしているのが、仲井眞知事から埋め立ての承認をいただいた、こう言っています。しかし、これは4年前の「日米共同発表の見直し、普天間飛行場の県外移設」という公約を裏切った上での承認です。直後の県議会で、知事のこのような裏切りに県議会は知事の資格なしとして、辞任決議を上げています。県民の圧倒的多数が反対しています。地元の名護市長も反対しています。

このように、知事の埋立承認というのは、民意からかけ離れた一人の政治家の公約違反の行為でしかありません。そのような行為を錦の御旗にして基地を強行に押しつけることに一片の正当性も道理もありません。民主主義に反する暴挙は直ちに中止するのが政府の当然の態度でなければなりません。沖縄県民と沖縄の歴史はこのような不正義に対してきっぱりと審判を下していくものと確信しています。

最後に、先ほどの質疑で、法に基づいて中止ができるのか云々という質疑がありました。

1972年5月15日、日本の復帰が実現しました。この日本復帰、祖国復帰は沖縄県民と国民の団結した壮烈な闘いで国際法上不可能と言われていたサンフランシスコ平和条約の壁を打ち破って実現したものです。沖縄県民の闘いが歴史を動かした事実を知るべきだと思います。

います。

以上、「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」への賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。

議員提出議案第1号「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」に賛成の立場で討論をいたします。

政府は、今、辺野古埋め立てについて、日米間で決めた方針に沖縄は従えと地元との合意形成という重要な原則をかなぐり捨て、刑事特措法をちらつかせ県民に有無を言わさぬ暴挙を繰り返し、埋立工事の既成化が進められています。県民無視の県民差別のこの暴挙に県民の怒りは頂点に達しています。

県民だけではなくありません。自民党重鎮であります野中元官房長官は、先日テレビの番組で、辺野古埋立予定地でボーリング調査を始めたことに対し、「強引に調査と準備を進めていく政府のやり方が沖縄を本当に見捨てた形にしていることを、沖縄に関わってきた人間として憤慨に堪えない」と政府を激しく批判しています。

18年前に放たれた辺野古埋め立ての矢は、これまで住民の絶対的な反対の意思とその時々政治家の覚悟と責任ある仕事でその矢が海に突き刺さることはありませんでした。しかし、その矢をみずから引き寄せたのが政府の圧力に屈した5人の国会議員と自民党県連、昨年12月の仲井眞知事の辺野古埋立承認です。

これまでの政治家の県民・市民の心と一緒に寄り添うという重い荷物を放り投げ、知事として公約を貫く覚悟を捨て、県民に対する責任放棄による結果で一気に事態が急変をしてしまいました。そして今、反対する住民を国家権力で制圧をし、18年目にしてあのすばらしい辺野古の海にとうとうくいが打ち込まれてしまいました。

仲井眞知事のもとで少しでも工事を早く進めるために、公道には根拠のない山形殺人鉄板が敷かれ、地位協定を恣意的に利用した一方的に拡大された臨時制限区域、県民の思いを踏みにじるように海保を使った暴力的な県民排除のその姿勢、ほんの10艇ほどのカヌー隊、小さな漁船を100隻近くの巨大な巡視艇が囲む。まるで戦場さながらのその辺野古の沖のあの光景は恐怖という言葉しか見つかりませんでした。

先ほど自民党会派の方から、法的に進められている

ということがありましたが、私たちはこれまでこの仕事の中で防衛局、総合事務局、そして海上保安庁にその法的根拠をただしました。しかし、その十分な答えも返らず、曖昧なまま作業が進められているのが今の現実です。それを暴挙と言わず何と呼ぶのでしょうか。その暴挙に県民の怒りはおさまることを知り得ません。85歳の辺野古の島袋文子おばあちゃんが、トラックの前に立ち塞がり、涙を流し、私をひき殺さないとそこには入れないと叫びました。戦中・戦後を生き抜いてきた多くの県民のこれ以上の基地は要らない。子供たちに本当に辺野古の宝を、海の宝を、守ってきたいというそういう県民の強い思いだと思います。

この国は民主国家であると言えるのか、安全保障体制を維持するためなら何でも沖縄に押しつけていいのでしょうか。私たちは、県民は、戦後69年間もその多くの負担を担ってきました。これ以上の負担をノーと言いつけることが県民のわがままでしょうか、思い上がりでしょうか。そうではないことを知事も4年前に明らかに不公平、差別だと言い放ち、県外を主張いたしました。この議場にいる議員もそういう立場ではなかったでしょうか。我々のこの議席は、辺野古の海は埋め立てない、そういう県民の負託を受けた議席であります。

普天間の危険性の除去を求めるこの姿勢は18年前から変わりません。県民の願いです。知事の求めた5年以内の普天間の運用停止を強調するのなら、その作業をまず加速化すべきであり、なぜ埋め立てだけをこんなに急ぎ強行するのか、埋め立てを承認した知事や与党・自民党の皆さんこそ政府に問いかけてみるべきであります。運用停止の実現に向けて本気で取り組んでいくべきです。承認をしたら出る幕ではない、そういう姿勢、どのような手順で工事が行われているのか監視をすべきではありませんか。高みの見物に終始していることは断じて許されません。今、辺野古の海で繰り広げられている国家権力の乱用の現実から目を背けることは県民への背信であると言っても過言ではありません。自民党沖縄県連の重鎮や、冒頭に紹介いたしました野中元官房長官も強く憤っています。沖縄にかかわり、沖縄を思う政治家だからこそざんきにたえない、そういう言葉が出てくるのだと思います。

今の沖縄を世界が注目しています。この沖縄の抵抗は、憲法で保障された表現の自由であり、国家権力をフル回転させ弾圧しようとするほど県民は強く抵抗いたします。さらに、力を結集します。かつての先人たちが守ってきたウチナーンチュの魂を守り、引き継ぎたい、そのうねりはさらにさらに広がっていき

ます。ゲート前の殺人鉄板に見る県民への危険を押しつける様子や、あのきれいな辺野古の海で繰り広げられている海上保安庁のあの暴力的排除は、今全世界に発信されています。

先日、一時拘束された人からその拘束の様子を伺いました。海上保安庁は、その乗っているカヌーをまずひっくり返し、海に落とし、足を引っ張り、海の中へ引きずり込み、そして首を羽交い締めにし、ゴムボートに引っ張っていく。その人は、きょうはもうこれで自分は死ぬんじゃないかとそういう強い恐怖感にあおられていたと。これが安全性の確保のためにやっている仕事なのでしょうか。危険性を押しつけるだけではないのでしょうか。海上保安庁の本来の任務からかけ離れた行為が繰り返されているのです。公正中立であるべき海保が、明確な法のもとでの任務を示し切れないまま政府の圧力でそのしもべになり、県民の矢面に立たされています。きっと彼らもその本意ではないことを信じています。だからこそ、きちっとした仕事を公務員としての本質に戻すこと。そういう意味でもこうして意見書を提出することはとても重要だと思っています。

もはや県民の80%が埋め立て反対、81%が安倍政権不支持の県民世論を無視して辺野古埋め立てを強行するその作業に議会として反対の意思を示すのは当然の責務であり、民主政治のあるべき姿に立ち返るべきだと政府にそのことを示していこうではありませんか。

不条理な仕打ちに下を向く県民ではないこと、海にくだくは打たせても心にはくい一つ打たせない、圧力には決して屈せず県民がさらに一丸となることを政府に示す、そのためには今回の「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」に賛成する立場であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○當間 盛夫君 議長。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時55分休憩

午後0時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより議員提出議案第1号「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま可決されました議員提出議案第1号に関し、提案理由説明の際提出者から、県内の関係要路については、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、議員派遣について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号の趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第4回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午後0時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

会議録署名議員 高 嶺 善 伸